

税目	内容	細目	適用時期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>I. 金融・証券税制</p>	<p>1. NISA(一般NISA、つみたてNISA)の見直し 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、次の措置を講ずる。 (1) 非課税累積投資契約に係る非課税措置(つみたてNISA) 非課税累積投資契約に係る非課税措置(「つみたてNISA」)の勘定設定期間を令和24年12月31日まで5年延長する。 (2) 特定非課税累積投資契約(仮称)に係る非課税措置の創設 現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置(一般NISA)の勘定設定期間の終了にあわせ、特定非課税累積投資契約(仮称)に係る非課税措置を次のように創設し、現行の非課税累積投資契約に係る非課税措置と選択して適用できることとする。 ① 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定累積投資勘定(仮称)を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべき特定累積投資勘定(仮称)に係る株式投資信託(その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。以下「公募等株式投資信託」という。)又は上場株式等の配当等(当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限る。)及び公募等株式投資信託の受益権又は上場株式等の譲渡等をした場合のその譲渡等による譲渡所得等については所得税及び個人住民税を課さない。なお、当該公募等株式投資信託の受益権又は上場株式等の譲渡等による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。 ② 特定非課税累積投資契約(仮称)とは、上記①の非課税の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した公募等株式投資信託の受益権の定期かつ継続的な方法による買付け等に関する契約で、その契約書において公募等株式投資信託の受益権の管理は、特定累積投資勘定(注)において行うこと等、所定の事項が定められているものをいう。 (注) 特定累積投資勘定とは、上記契約に基づき非課税口座で管理される公募等株式投資信託の受益権を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、令和6年から令和10年までの各年のうち現行の累積投資勘定が設定される年以外の年に設けられるものをいう。 (3) 非課税適用確認書の交付申請の見直し 非課税適用確認書の交付申請を令和3年4月1日以後はできないこととし、新規の非課税口座開設手続を簡易開設手続に一本化する。 (注) 令和3年4月1日前の交付申請により取得した非課税適用確認書について、所要の経過措置を講ずる。 (4) 各種書類の電磁的記録による提供 本措置に係る各種書類を電磁的方法により当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供できることとする。</p> <p>2. ジュニアNISAの期間満了による本措置の終了 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)について、未成年者口座開設可能期間は延長せずに終了することとし、その終了にあわせ、令和6年1月1日以後は、課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出すことができることとする。</p> <p>3. エンジェル税制 次の措置を講ずる。 ① 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の適用対象となる特定中小会社の範囲に、内国法人のうち設立後10年未満の中小企業者に該当するもので金融商品取引法に規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う同法の規定による登録を受けた者を通じて投資されることその他一定の要件を満たす株式会社を加える。</p>	<p>◆別紙「参考資料」14頁参照</p> <p>◆別紙「参考資料」5頁参照</p>

税目	内容	細目	適用時期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>I. 金融・証券税制 (続)</p>	<p>② 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、その適用対象となる特定新規中小会社の範囲に、設立後3年以上5年未満の特定新規中小企業者に該当する株式会社で、次に掲げる要件を満たすもの、その他一定の株式会社を加える。</p> <p>イ. 前事業年度までの営業活動によるキャッシュ・フローが赤字であること</p> <p>ロ. 前事業年度の試験研究費等の収入金額に対する割合（以下「試験研究費等割合」という。）が5%を超えること</p> <p>ハ. 払込みにより当該株式会社の株式の取得をする者と投資契約を締結する株式会社であること</p> <p>4. 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等 次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の追加 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次に掲げる上場株式等を加える。</p> <p>① 居住者等が有する取得請求権付株式、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式であって上場株式等以外の株式に該当するものの請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議により取得する上場株式等</p> <p>② 居住者等が発行人等に対して役務の提供をした場合においてその居住者等がその発行人等から取得する上場株式等で、その上場株式等と引換えにする払込み又は給付を要しない場合の上場株式等</p> <p>③その他</p> <p>(2) 各種書類の電磁的記録による提供 次に掲げる書類（抜粋）の提出に代えて、電磁的方法により当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供することができることとする。</p> <p>① 特定口座源泉徴収選択届出書 ② 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書 ③ 源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書 など</p> <p>5. 暗号資産に係る取扱いの見直し 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「資金決済法等改正法」という。）の施行に伴い、次の措置を講ずる。</p> <p>① 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象から、暗号資産デリバティブ取引に係る雑所得等を除外する。</p> <p>② 先物取引に関する支払調書制度等について、暗号資産デリバティブ取引の委託を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その年中の暗号資産デリバティブ取引の差金等決済により確定した利益又は損失の額の合計額等を記載した支払調書を、その差金等決済があった日の翌年1月31日までに、税務署長に提出しなければならないこととする等、所要の措置を講ずる。</p> <p>6. 告知制度 法人が次に掲げる（抜粋）告知又は告知書の提出（以下「告知等」という。）をする場合において、その告知等を受ける者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により公表されているその告知等をする法人の名称、本店等の所在地及び法人番号を確認したときは、その告知等をする法人については、告知等の際に必要な本人確認書類の提示を要しないこととする等、所要の措置を講ずる。</p> <p>① 利子、配当等の受領者の告知 ② 無記名公社債の利子等に係る告知書の提出 ③ 国外送金等をする者の告知書の提出 など</p>	

税 目	内容	細 目	適用時期
個人課税 (所得税・住民税)	Ⅱ 土地・住宅税制	<p>1. 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設 個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利（以下「低未利用土地等」という。）であることについての市区町村の長の確認がされたもので、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡（注）を、土地基本法等の一部を改正する法律（仮称）の施行の日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日までの間にした場合（譲渡後の低未利用土地等の利用についての市区町村の長の確認がされた場合に限る。）には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円（当該長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除することができることとする。 なお、この適用を受けようとする低未利用土地等と一筆の土地から分筆された土地又はその土地の上に存する権利について、その年の前年又は前々年において本措置の適用を受けている場合には、その低未利用土地等については本措置の適用ができない。 （注）譲渡する個人の配偶者その他のその個人と一定の特別の関係がある者に対してする譲渡及びその上にある建物等を含めた譲渡の対価の額として一定の額が500万円を超えるものを除く。</p> <p>2. 短期所有土地の譲渡等をした場合の課税の特例 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限を3年延長する。</p> <p>3. 配偶者居住権及び配偶者敷地利用権に関する措置 配偶者居住権及び配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を配偶者居住権に基づき使用する権利（以下「配偶者敷地利用権」という。）について、次の措置を講ずる。 (1) 配偶者居住権等の消滅等の対価に係る譲渡所得 配偶者居住権又は配偶者敷地利用権が消滅等をし、その消滅等の対価として支払を受ける金額に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、配偶者居住権の目的となっている建物又はその建物の敷地の用に供される土地等（以下「居住建物等」という。）についてその被相続人に係る居住建物等の取得費に配偶者居住権等割合を乗じて計算した金額から、その配偶者居住権の設定から消滅等までの期間に係る減価の額を控除した金額とする。 （注1）上記の居住建物等のうち建物の取得費については、その取得の日からその消滅等の日までの期間に係る減価の額を控除することとする。 （注2）上記の「配偶者居住権等割合」とは、その配偶者居住権の設定の時ににおける配偶者居住権又は配偶者敷地利用権の価額に相当する金額の居住建物等の価額に相当する金額に対する割合をいう。 (2) 配偶者居住権等消滅前に居住用建物等を譲渡した場合の譲渡所得 相続により居住建物等を取得した相続人が、配偶者居住権及び配偶者敷地利用権が消滅する前に当該居住建物等を譲渡した場合の譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、その居住建物等の取得費から配偶者居住権又は配偶者敷地利用権の取得費を控除した金額とする。 （注）上記の居住建物等のうち建物の取得費については、その取得の日から譲渡の日までの期間に係る減価の額を控除することとし、上記の配偶者居住権又は配偶者敷地利用権の取得費についてはその配偶者居住権の設定の日から譲渡の日までの期間に係る減価の額を控除することとする。 (3) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、居住建物等が収用等をされた場合において、配偶者居住権又は配偶者敷地利用権が消滅等をし、一定の補償金を取得するときは、その適用ができることとする。 （注）特例の対象となる上記の補償金の全部又は一部に相当する金額をもって取得する代替資産の範囲について所要の措置を講ずる。 (4) その他所要の措置を講ずる。</p>	◆別紙「参考資料」27頁参照

税目	内容	細目	適用時期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>Ⅱ. 土地・住宅税制(続)</p>	<p>4. 居住用財産の買い換え</p> <p>① 特定の居住用財産の買い換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を2年延長</p> <p>② 居住用財産の買い換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長</p> <p>③ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長。</p> <p>5. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の縮減</p> <p>住宅の取得等をした家屋(以下「新規住宅」という。)をその居住の用に供した個人が、その居住の用に供した日の属する年から3年目に該当する年中に新規住宅及びその敷地の用に供されている土地等以外の資産の譲渡(以下「従前住宅等の譲渡」という。)をした場合において、その者が従前住宅等の譲渡につき次に掲げる特例の適用を受けるときは、新規住宅について住宅借入金等を有する場合の所得税額及び個人住民税の特別控除並びに認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の適用を受けることができないこととする。</p> <p>① 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例</p> <p>② 居住用財産の譲渡所得の特別控除</p> <p>③ 特定の居住用財産の買い換え、交換の長期譲渡所得の課税の特例</p> <p>④ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買い換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例</p>	<p>※左記の改正は、令和2年4月1日以後に従前住宅等の譲渡をする場合について適用する。</p>
	<p>Ⅲ. 租税特別措置等</p>	<p>1. 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設</p> <p>(1) 損益通算の制限</p> <p>個人が、令和3年以後の各年において、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合において、その年分の不動産所得の金額の計算上、国外不動産所得の損失の金額があるときは、その国外不動産所得の損失の金額のうち国外中古建物の償却費に相当する部分の金額は、所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかったものとみなす。</p> <p>(2) 用語の意義</p> <p>① 国外中古建物</p> <p>個人において使用され、又は法人において事業の用に供された国外にある建物であって、個人が取得をしてこれをその個人の不動産所得を生ずべき業務の用に供したもののうち、不動産所得の金額の計算上その建物の償却費として必要経費に算入する金額を計算する際の耐用年数を次の方法により算定しているものをいう。</p> <p>イ. 法定耐用年数の全部を経過した資産についてその法定耐用年数の20%に相当する年数を耐用年数とする方法</p> <p>ロ. 法定耐用年数の一部を経過した資産について、その資産の法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の20%に相当する年数を加算した年数を耐用年数とする方法</p> <p>ハ. その用に供した時以後の使用可能期間の年数を耐用年数とする方法(その耐用年数を国外中古建物の所在地国の法令における耐用年数としている旨を明らかにする書類その他のその使用可能期間の年数が適切であることを証する一定の書類の添付がある場合を除く。)</p> <p>② 国外不動産所得の損失の金額</p> <p>不動産所得の金額の計算上、生じた国外中古建物の貸付けによる損失の金額(その国外中古建物以外の国外にある不動産等から生ずる不動産所得の金額がある場合には、当該損失の金額を当該国外にある不動産等から生ずる不動産所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額)をいう。</p> <p>(3) 国外中古建物を譲渡した場合の取得費の取扱い</p> <p>上記(1)の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算上、その取得費から控除することとされる償却費の額の累計額からは、上記(1)によりなかったものとみなされた償却費に相当する部分の金額を除くこととする。</p>	

税目	内容	細目	適用時期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>IV その他</p>	<p>1. 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し</p> <p>(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置</p> <p>① 居住者が、現に婚姻をしていない者のうち次に掲げる要件を満たすもの(寡婦又は寡夫である者を除く。)である場合には、その者のその年分の総所得金額等から 35万円 (個人住民税はその者の前年の総所得金額から 30万円) を控除する。</p> <p>イ. その者と生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る。)を有すること</p> <p>ロ. 合計所得金額が500万円以下であること</p> <p>ハ. 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと</p> <p>(a) その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた者がいないこと</p> <p>(b) その者が住民票に世帯主と記載されていない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと</p> <p>② 上記①の控除については、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとする。</p> <p>(2) 寡婦(寡夫)控除の見直し</p> <p>寡婦(寡夫)控除について、次の見直しを行う。</p> <p>① 扶養親族その他その者と生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る。)を有する寡婦の要件に、合計所得金額が500万円以下であることを加える。</p> <p>② 寡婦及び寡夫の要件に、次に掲げるいずれかの要件を満たすことを加える。</p> <p>イ. その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた者がいないこと。</p> <p>ロ. その者が住民票に世帯主と記載されていない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと。</p> <p>③ 現行の寡婦控除の特例を廃止する。</p> <p>④ その者と生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る。)を有する寡婦に係る寡婦控除及び寡夫控除の控除額を 35万円に引き上げる。</p> <p>2. 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し</p> <p>(1) 対象範囲の見直し</p> <p>非居住者である親族に係る扶養控除の対象となる親族から、年齢30歳以上70歳未満の者であって次のいずれにも該当しない者を除外する。</p> <p>① 留学により非居住者となった者</p> <p>② 障害者</p> <p>③ その居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者</p> <p>(2) 書類提出又は提示の義務化</p> <p>年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって上記(1)①又は③に該当する者に係る扶養控除の適用を受けようとする居住者は、給与等若しくは公的年金等の源泉徴収、給与等の年末調整又は確定申告の際に、上記(1)①又は③に該当する者であることを明らかにする書類を提出等し、又は提示しなければならないこととする。</p> <p>(注) 上記(1)①に該当する者であることを明らかにする書類は外国政府又は外国の地方公共団体が発行した留学の在留資格に相当する資格をもって在留する者であることを証する書類とし、上記(1)③に該当する者であることを明らかにする書類は現行の送金関係書類でその送金額等が38万円以上であることを明らかにする書類とする。</p>	<p>※左記の改正は、令和2年分以後の所得税について適用する。なお、給与所得者については令和2年分の年末調整において適用できることとするほか、所要の経過措置を講ずる。</p> <p>◆別紙「参考資料」15,16頁参照</p> <p>※左記の改正は令和2年分以後の所得税について適用するほか、所要の経過措置を講ずる。</p> <p>※左記の改正は、令和5年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに令和5年分以後の所得税について適用する。</p> <p>◆別紙「参考資料」23頁参照</p>

税目	内容	細目	適用時期
個人課税 (所得税・住民税)	IV その他 (続)	<p>3. 所得税等の非課税限度額の引き上げ オリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして各競技統括団体から交付される金品の非課税限度額について、令和2年に開催される東京オリンピック競技大会における公益財団法人日本オリンピック委員会から交付される金品の額を参考に引き上げるとともに、パラリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして各競技統括団体から交付される金品について同額までの部分を非課税とする。</p> <p>4. 雑所得を生ずべき業務に係る所得金額計算等の見直し 雑所得を生ずべき業務に係る所得の金額の計算や確定申告について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円以下である個人は、その年分の当該業務に係る雑所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入すべき金額を当該業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができる特例（いわゆる「現金主義による所得計算の特例」）の適用ができることとする。</p> <p>(2) その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円を超える個人は、現金預金取引等関係書類を起算日から5年間、その者の住所地又は居所地に保存しなければならないこととする。</p> <p>(3) その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が1,000万円を超える個人が確定申告書を提出する場合には、当該業務に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を当該確定申告書に添付しなければならないこととする。</p> <p>（注1）上記の「現金預金取引等関係書類」とは、その業務に係る取引に関して相手方から受け取った書類及び自己の作成した書類のうち、現金の收受若しくは払出し又は預貯金の預入若しくは引出しに際して作成されたものをいう。</p> <p>（注2）上記の「起算日」とは、現金預金取引等関係書類の作成又は受領の日の属する年の翌年3月15日の翌日をいう。</p> <p>5. 確定申告書等に記載する事項の簡素化 確定申告書等に記載する各種所得に係る収入金額の支払者に関する事項について、その支払者が法人である場合には、現行の支払者の本店等の所在地の記載に代えて、支払者の法人番号の記載によることができることとする。</p> <p>6. 医療費控除の適用を受ける際の添付書類に関する措置 医療費控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 現行の医療保険者の医療費の額等を通知する書類の添付に代えて、次に掲げる書類の添付ができることとする。</p> <p>① 審査支払機関の医療費の額等を通知する書類（当該書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを含む。）</p> <p>② 医療保険者の医療費の額等を通知する書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるもの</p> <p>（注1）上記改正により、e-Taxにより確定申告を行う場合においても、マイナポータルを使用して取得する審査支払機関の医療費の額等を通知する書類に記載すべき事項が記録された一定の電磁的記録の送信をもって、当該書類の添付に代えることができることとなる。</p> <p>（注2）上記の「審査支払機関」とは、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会をいう。</p>	<p>※左記の改正は、令和4年分以後の所得税について適用する。</p> <p>左記の改正は、令和3年分以後の確定申告書等を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用する。</p>

税目	内容	細目	適用時期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>IV その他 (続)</p>	<p>(2) e-Taxにより確定申告を行う場合において、次に掲げる書類の記載事項を入力して送信するときは、これらの書類の確定申告書への添付に代えることができることとする。この場合、税務署長は、確定申告期限等から5年間、その送信に係る事項の確認のために必要があるときは、これらの書類を提示又は提出させることができることとする。</p> <p>① 医療保険者の医療費の額等を通知する書類 ② 審査支払機関の医療費の額等を通知する書類</p> <p>7. 寄付金控除の適用を受ける際の添付書類の措置 寄付金控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類について、現行の特定寄附金を受領した者の特定寄附金の額等を証する書類の添付等に代えて、地方公共団体と寄附の仲介に係る契約を締結した一定の事業者（以下「特定寄附仲介事業者」という。）の特定寄附金の額等を証する書類（当該書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを含む。以下同じ。）の添付等ができることとする。 （注）上記の改正により、e-Taxにより確定申告を行う場合においても、特定寄附仲介事業者の特定寄附金の額等を証する書類に記載すべき事項が記録された一定の電磁的記録の送信をもって、当該書類の添付等に代えることができること等となる。</p> <p>8. 源泉徴収における推計課税に係る措置 源泉徴収（青色申告書を提出した個人の事業所得の金額等に係る支払及び青色申告書を提出した法人の支払に係るものを除く。）における推計課税について次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 源泉徴収義務者が給与等の支払に係る所得税を納付しなかった場合において、税務署長がその源泉徴収義務者からその給与等の支払に係る所得税を徴収するときは、その給与等の支払を受けた者の勤務に従事した期間、勤務の性質、その提供の程度その他の事項により、その給与等の支払を受けた者ごとの支払金額及びその支払の日の推計等をして、これを行うことができる。</p> <p>(2) 税務署長は、上記(1)によりその給与等の支払を受けた者ごとの支払金額及びその支払の日の推計等を行うことが困難である場合には、給与等の支払の日が各月末日であるものとし、給与等の支払金額の総額を給与等の支払を受けた者の人数で除し、これを給与等の支払金額の総額の計算の基礎となる期間の月数で除して計算した金額を、その支払を受けた者ごとの各月の給与等の支払金額として、所得税を徴収することができる。</p> <p>(3) 税務署長は、上記(2)の場合には、源泉徴収義務者の収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量その他事業の規模等により、給与等の支払金額の総額又は給与等の支払を受けた者の人数の推計をして、所得税を徴収することができる。</p>	<p>※左記の改正は、令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用する。</p> <p>※左記の改正は、令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用する。</p> <p>※左記の改正は、令和3年1月1日以後に支払われる給与等、退職手当等及び報酬・料金等について適用する。</p> <p>（注）退職手当等及び報酬・料金等並びに非居住者が支払を受けるこれらのものについても同様の措置を講ずるほか、所要の措置を講ずる。</p>
<p>法人課税</p>	<p>I. イノベーション強化に向けた取組み</p>	<p>1. オープンイノベーションに係る措置の創設</p> <p>(1) 制度の概要 青色申告書を提出する法人で特定事業活動を行うもの（以下「対象法人」という。）が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式を取得し、かつ、これをその取得した日を含む事業年度末まで有している場合において、その特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理したときは、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入できることとする。なお、この特別勘定の金額は、特定株式の譲渡その他の取崩し事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して、益金算入する。ただし、その特定株式の取得から5年を経過した場合は、この限りでない。 （注1）特定事業活動をおこなうものとは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等をいう。</p>	<p>（注）中小企業者は特定株式の取得価額の25%の所得控除ができる。</p> <p>◆別紙「参考資料」2頁参照</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
法人課税	I. イノベーション強化に向けた取組み (続)	<p>(注2) 特定株式とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う内国法人(既に事業を開始しているもので、設立後10年未満のものに限る。)又はこれに類する外国法人(以下「特別新事業開拓事業者」という。)の株式のうち、次の要件を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるものをいう。</p> <p>イ. 対象法人が取得するもの又はその対象法人が出資額割合50%超の唯一の有限責任組合員である投資事業有限責任組合の組合財産等となるものであること</p> <p>ロ. 資本金増加に伴う払込みにより交付されるものであること</p> <p>ハ. その払込金額が1億円以上(中小企業者にあつては1,000万円以上とし、外国法人への払込みにあつては5億円以上とする。)であること。ただし、対象となる払込みに上限を設ける。</p> <p>ニ. 対象法人が特別新事業開拓事業者の株式の取得等をする一定の事業活動を行う場合であつて、その特別新事業開拓事業者の経営資源が、その一定の事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすこと。</p> <p>(2) 特別勘定の取崩し 次に掲げる場合は、特別勘定の取崩し事由に該当する。</p> <p>① 特定株式につき経済産業大臣の証明が取り消された場合</p> <p>② 特定株式の全部又は一部を有しなくなった場合</p> <p>③ 特定株式につき配当を受けた場合</p> <p>④ 特定株式の帳簿価額を減額した場合</p> <p>⑤ 特定株式に係る特別新事業開拓事業者が解散した場合</p> <p>⑥ 対象法人が解散した場合 その他</p> <p>2. 試験研究費の特別税額控除等の見直し 大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定を適用できないこととする措置について、次の見直しを行う(所得税についても同様とする。)</p> <p>① その大企業の国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることとの要件について、当期償却費総額の30%を超えることとする。</p> <p>② 本措置の対象に、特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(仮称)の税額控除を加える。</p> <p>3. 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度の見直し 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度における国内設備投資額が当期償却費総額の90%以上であることとの要件について、当期償却費総額の95%以上であることとする(所得税についても同様とする。)</p> <p>4. 交際費等の損金不算入制度の見直し 交際費等の損金不算入制度につき、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例対象法人から資本金の額等が100億円を超える法人を除外した上その適用期限を2年延長する。</p>	<p>◆別紙「参考資料」3頁参照</p> <p>◆別紙「参考資料」4頁参照</p> <p>※中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。</p>
	II. 第5世代移动通信システム	<p>1. 特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設 特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律(仮称)の制定を前提に、青色申告書を提出する法人で一定のシステム導入を行う同法の認定特定高度情報通信等システム導入事業者(仮称)に該当するものが、同法の施行の日から令和4年3月31日までの間に、特定高度情報通信用認定等設備の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合その他の場合には、当該法人は、その取得価額につき、30%の特別償却と15%の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする(所得税についても同様とし、法人事業税及び法人住民税にも適用する。)</p>	<p>(注)「一定のシステム導入」及び「特定高度情報通信用認定設備」の詳細は省略する。</p> <p>◆別紙「参考資料」7頁参照</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法人課税	Ⅲ. 連結納税制度の見直し	<p>1. 連結納税制度の見直し</p> <p>連結納税制度を見直し、次の「グループ通算制度」へ移行する。</p> <p>(1) グループ通算制度の基本的な仕組み</p> <p>① 適用法人及び適用方法は、親法人及び各子法人が法人税の申告を行う点並びに青色申告の承認を前提とする点を除き、基本的に連結納税制度と同様とする。</p> <p>② 親法人の電子署名により子法人の申告・申請等を行うことができることとする他、ダイレクト納付についても所要の措置を講ずる。</p> <p>③ グループ通算制度の適用法人は、e-Taxにより法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書を提出しなければならないこととする。</p> <p>(2) 所得金額及び法人税額の計算</p> <p>① 損益通算</p> <p>イ. 欠損法人の欠損金額の合計額（所得法人の所得の金額の合計額を限度）を所得法人の所得の金額の比で配分し、所得法人において損金算入する。この損金算入された金額の合計額を欠損法人の欠損金額の比で配分し、欠損法人において益金算入する。</p> <p>ロ. グループ通算制度の適用法人又は通算グループ内の他の法人の所得の金額又は欠損金額が期限内申告書に記載された所得の金額又は欠損金額と異なる場合には、期限内申告書に記載された所得の金額又は欠損金額を上記イの所得の金額又は欠損金額とみなして上記イの損金算入又は益金算入の計算をする。</p> <p>② 欠損金の通算</p> <p>イ. 欠損金の繰越控除額の計算は、基本的に連結納税制度と同様</p> <p>ロ. 通算グループ内の他の法人の当期の所得の金額又は過年度の欠損金額が期限内申告書に記載された当期の所得の金額又は過年度の欠損金額と異なる場合には、期限内申告書に記載された当期の所得の金額又は過年度の欠損金額を当期の所得の金額又は過年度の欠損金額とみなす。</p> <p>ハ. グループ通算制度の適用法人の当期の所得の金額又は過年度の欠損金額が期限内申告書に記載された当期の所得の金額又は過年度の欠損金額と異なる場合には、欠損金額及び中小法人等以外の控除限度額（欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%相当額をいう。）で期限内申告において通算グループ内の他の法人との間で授受した金額を固定する調整をした上で、その適用法人のみで欠損金の繰越控除額を再計算する。</p> <p>③ 欠損金の繰越期間に対する制限を潜脱するため又は離脱法人に欠損金を帰属させるためあえて誤った当初申告を行うなど法人税の負担を不当に減少させる結果となると認めるときは、税務署長は、上記①ロ並びに②ロ及びハを適用しないことができる。</p> <p>④ 通算グループ内の全ての法人について、期限内申告における所得の金額が零又は欠損金額がある等の要件に該当するときは、上記①ロ並びに②ロ及びハを適用しない。</p> <p>⑤ 利益・損失の二重計上の防止</p> <p>投資簿価修正制度を次の制度に改組する。</p> <p>イ. 通算グループ内の子法人の株式の評価損益及び通算グループ内の他の法人に対する譲渡損益を計上しない。</p> <p>ロ. 通算グループからの離脱法人の株式の離脱直前の帳簿価額を離脱法人の簿価純資産価額に相当する金額とする。</p> <p>ハ. グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入をする子法人で親法人との間に完全支配関係の継続が見込まれないものの株式につき株主において時価評価により評価損益を計上する。</p> <p>(注) グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入後損益通算をせずに2月以内に通算グループから離脱する法人については、上記イからハまでを適用しない。</p> <p>⑥ 税率</p> <p>税率は、通算グループ内の各法人の適用税率による。なお、中小法人の軽減税率の適用対象所得金額は、年800万円を所得法人の所得の金額の比で配分した金額とする。</p>	<p>※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。 また、連結納税制度からの移行に関する経過措置等を講ずる。</p> <p>◆別紙「参考資料」8頁参照</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
法人課税	Ⅲ 連結納税制度の見直し（続）	<p>(3) グループ通算制度の適用開始、通算グループへの加入及び通算グループからの離脱</p> <p>① グループ通算制度の適用開始、通算グループへの加入又は通算グループからの離脱の際のみなし事業年度について、基本的に連結納税制度と同様とする。</p> <p>② その他の詳細 → 【省略】</p> <p>(4) 各個別制度の取扱い 受取配当等の益金不算入等の個別制度については、親法人及び各子法人が申告を行うことに鑑み個別計算を原則としつつ、企業経営の実態や事務負担、制度趣旨・目的、濫用可能性等を勘案し、適切な仕組みとする。</p> <p>(5) 租税回避行為の防止、その他の整備 グループ通算制度に関しては、多様な租税回避行為が想定されることから、上記(2)③及び(3)までの措置のほか、連結納税制度と同様に、包括的な租税回避行為防止規定を設ける。また、質問検査権、罰則等について連結納税制度と同様の措置を講ずる。</p> <p>(6) グループ通算制度への移行にあわせた単体納税制度の見直し</p> <p>① 受取配当等の益金不算入制度、② 寄附金の損金不算入制度、③ 貸倒引当金、④ 資産譲渡に係る特別控除の特例</p>	☆詳細は省略
	Ⅳ 地方創生の推進	<p>1. 地方拠点強化税制の見直し</p> <p>(1) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度 → その適用期限を2年延長する。</p> <p>(2) 地方活力向上地域等の雇用者数が増加した場合の税額控除制度 所要の措置を講じた上で、その適用期限を2年延長する。</p> <p>2. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の見直し</p> <p>認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度について、税額控除限度額の引き上げ措置等を講じた上、その適用期限を5年延長する。</p> <p>(1) 国税 税額控除限度額を、次のイとロのいずれか少ない金額とする。ただし、当期の法人税額の5%を上限とする。 イ. 支出寄附金の額の合計額×40%（現行：20%）－その寄附金の支出につき法人住民税の額から控除される金額（下記②ロ） ロ. その支出した寄附金の額の合計額×10%</p> <p>(2) 地方税 税額控除額を次のイとロのいずれか少ない金額とする。 イ. 法人事業税 (a) 支出寄附金の合計額×20%（現行：10%） (b) 当期の法人事業税額×15% ロ. 法人住民税 (a) 支出寄附金の合計額×40%（現行：20%） (b) 当期の法人住民税×20%</p>	☆所得税についても同様とする。
	Ⅴ 私的年金等に関する公平な税制のあり方	<p>1. 確定拠出年金法等に係る措置</p> <p>確定拠出年金法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 事業主が拠出する確定拠出年金法の事業主掛金及び中小事業主掛金について、確定拠出年金の加入可能要件並びに同法の簡易企業型年金及び中小事業主掛金納付制度の実施可能な事業主の対象範囲の見直しが行われた後も、引き続き損金算入する。</p> <p>(2) 確定給付企業年金制度の終了時における同制度から個人型確定拠出年金制度への年金資産の移換及び加入者の退職等に伴う企業型確定拠出年金制度から通算企業年金制度への年金資産の移換を可能とする見直しに伴い、退職年金等積立金に対する法人税における退職年金等積立金について、所要の措置を講ずる。</p>	◆別紙「参考資料」13頁参照

税目	内容	細目	適用時期
法人課税	VI その他の租税特別措置法等	<p>1. 拡充、延長等の措置</p> <p>(1) 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却・税額控除制度につき、所要の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)</p> <p>(2) 倉庫用建物等の割増償却制度につき、適用期限を2年延長する。</p> <p>(3) 海外投資等損失準備金制度につき、適用期限を2年延長する。</p> <p>(4) 短期の土地譲渡益に対する追加課税制度の適用停止措置の期限を3年延長する。</p> <p>2. 縮減等</p> <p>(1) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 次の見直しを行った上、その適用期限を3年(過疎地域に係る措置及び危険密集市街地に係る措置については、令和3年3月31日まで)延長する(次の⑤の見直しを除き、所得税についても同様とする。)</p> <p>① 既成市街地等の内から外への買換えについて、譲渡資産から工場の立地が制限されていなかった区域内にある建物又はその敷地の用に供されている土地等を除外する。</p> <p>② 航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産が所定の区域内にある場合の課税の繰延べ割合を70%(現行：80%)に引き下げる。</p> <p>③ 都市機能誘導区域の外から内への買換えを適用対象から除外</p> <p>④ 防災再開発促進地区内における防災街区整備事業に関する都市計画に基づき危険密集市街地内で行われる土地等の買換えについて、所要の見直しを行う。</p> <p>⑤ 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、所要の経過措置を講じた上、買換資産から鉄道事業用車両運搬具を除外する。</p> <p>⑥ 一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えについて、所要の見直しを行う。</p> <p>(2) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する(次の①の見直しを除き、所得税についても同様とする。)</p> <p>① 対象法人から連結法人を除外する。</p> <p>② 対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件を500人以下(現行：1,000人以下)に引き下げる。</p>	
	VII その他	<p>1. 会社関係制度の見直しに伴う措置 会社関係制度の見直しを前提に、次の措置を講ずる。</p> <p>① 譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例等について、法人に対する役務提供の対価として交付される譲渡制限付株式でその譲渡制限付株式と引換えにする払込み又は給付を要しない場合のその譲渡制限付株式を対象に加える。</p> <p>② 法人の支給する役員給与における過大な役員給与のうち形式基準について、定款等により役員に対して支給することができるその法人の株式又は新株予約権の上限数を定めている法人のその株式又は新株予約権に係る限度額を、その定められた上限数に支給時等における価額を乗じて計算した金額とする。</p> <p>③ 法人の支給する役員給与における業績連動給与の手續に係る要件について、独立職務執行者から除外される親法人の業務執行者等に該当していた者の範囲を見直す。</p> <p>2. 時価の算定に関する会計基準の導入に伴う整備</p> <p>① 売買目的有価証券の時価評価金額につき、所要の見直しを行う。</p> <p>② 有価証券に係る評価損の計上事由について、価額の著しい低下を評価損の計上事由とする有価証券の範囲の見直しを行う。</p> <p>③ 短期売買商品等(仮想通貨を除く。)の時価評価金額について、上記①と同様の見直しを行う。</p> <p>④ その他・・・省略</p>	<p>※左記の改正は令和2年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税につき適用する。(所要の経過措置あり。)</p>

税目	内容	細目	適用時期
資産課税	I. 所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応	<p>1. 固定資産税の課税上の課題に対応するための措置</p> <p>所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 現に所有している者の申告の制度化</p> <p>市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、当該土地又は家屋を現に所有している者（以下「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、当該現所有者の氏名、住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとする。</p> <p>（注）固定資産税における他の申告制度と同様の罰則を設ける。</p> <p>(2) みなし所有者制度の拡大</p> <p>① 市町村は、一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることとする。</p> <p>（注）上記の「一定の調査」とは、住民基本台帳及び戸籍簿等の調査並びに使用者と思料される者その他の関係者への質問その他の所有者の特定のために必要な調査とする。</p> <p>② 上記①により使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録しようとする場合には、その旨を当該使用者に通知するものとする。</p>	<p>※左記の改正は令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者につき適用する。</p> <p>※左記の改正は令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p>
	II. 租税特別措置法等	<p>1. 登録免許税</p> <p>(1) 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>(2) 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>(3) 特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>2. 印紙税</p> <p>不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>3. 固定資産税・都市計画税</p> <p>(1) 特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律（仮称）の制定を前提に、同法の規定により認定を受けた特定高度情報通信等システム導入計画（仮称）に基づき、電波法の規定によりローカル5G無線局に係る免許（地域課題の解決に資すると市町村長が同意の上で総務大臣が認めたものに限る。）を受けた者が、新たに取得した一定の償却資産（特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律（仮称）の規定により主務大臣の確認を受けたもので、取得価額の合計額が3億円以下のものに限る。）に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする特例措置を令和4年3月31日まで講ずる。</p> <p>(2) 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を2年延長する。</p>	
	III. その他	<p>1. 貸借対照表等の添付不要措置</p> <p>相続税・贈与税における次に掲げる届出書等について、貸借対照表・損益計算書の添付を要しないこととする。</p> <p>① 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予における継続届出書等</p> <p>② 担保が保証人（法人）の保証である場合における延納申請書</p> <p>③ 非上場株式を物納する場合における物納申請書</p>	

税目	内容	細目	適用時期
消費課税	I. 申告期限の特例の創設	<p>1. 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設</p> <p>法人に係る消費税の確定申告書の提出期限につき、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 提出期限の延長 法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、当該提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限を1月延長する。</p> <p>(2) その他所要の措置を講ずる。</p> <p>(3) 地方消費税の措置 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設に伴い、地方消費税について所要の措置を講ずる。</p> <p>(注) 確定申告書の提出期限が延長された期間の消費税の納付については、当該延長された期間に係る利子税を併せて納付する。</p>	<p>※左記の改正は令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用する。</p> <p>◆別紙「参考資料」19頁参照</p>
	II. 租税特別措置法等	<p>1. ゴルフ利用税の非課税措置</p> <p>(1) 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手の非課税措置 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手が当該国民体育大会のゴルフ競技の公式の練習のためにゴルフを行う場合（都道府県知事又は都道府県の教育委員会がその旨を証明する場合に限る。）のゴルフ場の利用について、ゴルフ場利用税の非課税措置を講ずる。</p> <p>(2) 国際的規模のスポーツの競技会に参加する選手の非課税 国際的規模のスポーツの競技会に参加する選手（閣議において決定又は了解されたものに限る。）（注）のゴルフ競技に参加する選手が当該競技会のゴルフ競技として、又は当該競技会のゴルフ競技の公式の練習のためにゴルフを行う場合（当該競技会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者がその旨を証明する場合に限る。）のゴルフ場の利用について、当分の間、ゴルフ場利用税の非課税措置を講ずる。</p>	<p>(注) 令和2年に開催される東京オリンピック競技大会を含む。</p>
	III. その他	<p>1. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化</p> <p>(1) 居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度の見直し ① 住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外（≒住宅の貸付けの用に供することが明らかである建物）であって高額特定資産に該当するもの（以下「居住用賃貸建物」という。）の課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を認めないこととする。ただし、居住用賃貸建物のうち、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分については、引き続き仕入税額控除制度の対象とする。</p> <p>② 上記①により仕入税額控除制度の適用を認めないこととされた居住用賃貸建物について、その仕入れの日から同日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に住宅の貸付け以外の貸付けの用に供した場合又は譲渡した場合には、それまでの居住用賃貸建物の貸付け及び譲渡の対価の額を基礎として計算した額を当該課税期間又は譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算して調整する。</p> <p>(2) 住宅の貸付け契約に係る用途不明な貸付けにおける非課税措置 住宅の貸付けに係る契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、当該貸付けの用に供する建物の状況等から人の居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税を非課税とする。</p> <p>(3) 高額特定資産を取得した場合の措置の見直し 高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整措置（以下「棚卸資産の調整措置」という。）の適用を受けた場合を加える。</p> <p>2. 消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲の見直し 1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものとして都道府県知事等から当該基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものにおいて行われる保育を加える。</p>	<p>※左記(1)の改正は令和2年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合に、左記(2)の改正は同年4月1日以後に行われる貸付けに、左記(3)の改正は同日以後に棚卸資産の調整措置の適用を受けた場合につき、それぞれ適用する。但し、左記(1)の改正は同年3月31日までに締結した契約に基づき同年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合には適用しない。</p> <p>※左記の改正は令和2年10月1日以後に行われる資産の譲渡等につき適用</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
国際課税	I. 租税回避への対応	<p>1. 子会社配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応</p> <p>(1) 特定関係子法人の帳簿価額の引き下げ 法人が、特定関係子法人から受ける配当等の額（その事業年度開始の日からその受ける直前までにその特定関係子法人から受ける配当等の額を含む。以下「対象配当金額」という。）が株式等の帳簿価額の10%相当額を超える場合には、その対象配当金額のうち益金不算入相当額を、その株式等の帳簿価額から引き下げることとする。 （注1）「特定関係子法人」とは、配当等の決議の日（以下「配当決議日」という。）において特定支配関係を有する他の法人をいう。 （注2）「特定支配関係」とは、一の者（一の者と特殊の関係のある者を含む。）が他の法人の株式等又は一定の議決権の数等の50%超を直接又は間接に有する場合における当該一の者と他の法人との関係等をいう。 （注3）「益金不算入相当額」とは、受取配当益金不算入制度等により益金不算入とされる金額に相当する金額をいう。</p> <p>(2) 適用対象外の配当等の範囲 次に掲げる配当等の額は、本措置の対象から除外する。 ① 内国普通法人である特定関係子法人の設立の日から特定支配関係発生日（法人との間に特定支配関係を有することとなった日をいう。以下同じ。）までの間において、その発行済株式の総数等の90%以上を内国普通法人若しくは協同組合等又は居住者が有する場合の対象配当金額 ② 次のイ. に掲げる金額からロ. に掲げる金額を減算した金額がハ. に掲げる金額以上である場合における特定関係子法人から受ける対象配当金額 イ. 配当決議日の属する特定関係子法人の事業年度開始の日における当該特定関係子法人の利益剰余金の額 ロ. 当該開始の日からその配当等を受ける日までの間に特定関係子法人の株主が受ける配当等の総額 ハ. 特定支配関係発生日の属する特定関係子法人の事業年度開始の日における利益剰余金の額に一定の調整を加えた金額 ③ 特定支配関係発生日後10年を経過した日以後に受ける配当等の額 ④ 対象配当金額が2千万円を超えない場合のその対象配当金額</p> <p>(3) その他 ① 対象配当金額のうち、特定支配関係発生日以後の利益剰余金の額から支払われたものと認められる部分の金額がある場合には、その部分の金額を超える金額を益金不算入相当額とすることができる。 ② 法人住民税及び事業税について、子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応に関する国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。</p>	<p>◆別紙「参考資料」11頁参照</p>
	II. その他	<p>1. 外国子会社合算税制の見直し 内国法人等の外国関係会社に係る所得の課税の特例（いわゆる「外国子会社合算税制」）について、受取利子等の範囲その他の見直しを行う。 （注）特殊関係株主等である内国法人等に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例について、上記と同様の見直しを行う。</p> <p>2. 外国税額控除における控除対象外国税額の範囲の見直し わが国で所得と認識されない金額に対して課されるものとして外国税額控除の対象から除外される外国法人税の額に、外国法人等の所得について、これを内国法人の所得とみなして当該内国法人に対して課される外国法人税の額その他所定の外国法人税の額を加える。 （注）居住者に係る外国税額控除制度について、上記と同様の見直しを行う。</p> <p>3. 過大支払利子税制における対象外支払利子等の額の範囲の見直し 【詳細省略】</p>	<p>※左記の改正は外国関係会社の令和2年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。</p> <p>※左記の改正は令和3年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税及び令和4年分以後の所得税について適用する。</p>

税目	内容	細目	適用時期
納税環境整備	I. 振替納税・ダイレクト納付関係、準確定申告の簡素化、電子帳簿保存制度の見直し他	<p>1. 振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化 振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請等を行うことを可能とするとともに、その振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出に係る情報を送信する際、その申請等を行う者の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。</p> <p>2. 準確定申告の電子的手続の簡素化 e-Taxによる所得税の準確定申告書の提出について、その準確定申告書に記載すべき事項と併せて申告書確認情報（電子署名及び電子証明書を送信する相続人（以下「申請等相続人」という。）以外の相続人がその準確定申告書に記載すべき事項を確認したことを証する電磁的記録をいう。）を送信する場合には、その申請等相続人以外の相続人の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。</p> <p>3. 納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化 振替納税を行っている個人が他の税務署管内へ納税地を異動した場合において、その個人が提出する納税地の異動届出書等に、その異動後も従前の金融機関の口座から振替納税を行う旨を記載したときは、異動後の所轄税務署長に対してする申告等について振替納税を引き続き行うことを可能とするよう、運用上の対応を行う。</p> <p>4. 電子帳簿等保存制度の見直し 国税関係帳簿書類の保存義務者が電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。）を行った場合の電磁的記録の保存方法の範囲に、次の方法を加える。 (1) 発行者のタイムスタンプが付された電磁的記録を受領した場合において、その電磁的記録を保存する方法 (2) 電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含む。）において、その電磁的記録の授受及び保存を行う方法</p> <p>5. 納税証明書の電子的請求手続等の柔軟化 ① 納税証明書の電子的請求について、電子委任状を添付して行うことを可能とし、その納税証明書の交付の請求に係る情報を送信する際、委任者の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。 ② 納税証明書の電子的交付について、税務署長等の電子署名及び電子証明書の送信に代えて、真正性を担保するための措置（その納税証明書に記載すべき事項が記録されたいわゆる「QRコード」の添付）を講ずることにより、申請者が納税証明書を複数印刷して使用することを可能とする。</p> <p>6. 支払調書等の電子的提出方法の柔軟化 e-Taxにより提出する支払調書等のファイル形式に、CSV形式を加える。</p>	<p>※左記の改正は令和3年1月1日以後に行う申請等について適用する。</p> <p>※左記の改正は令和2年分以後の所得税の準確定申告書を令和2年1月1日以後に提出する場合に適用する。</p> <p>※左記の改正は令和3年1月1日以後に提出する納税地の移動届出書等について実施する。</p> <p>※左記の改正は令和2年10月1日から施行する。 ◆別紙「参考資料」18頁参照</p> <p>※左記の改正は令和3年7月1日以後に行う請求について適用する。</p> <p>※左記改正は令和3年1月1日以後に提出する支払調書等に適用する。</p>
	II. 国外財産調書制度の見直し	<p>1. 相続国外財産に係る相続直後の国外財産調書等への記載の柔軟化 相続開始の日の属する年（以下「相続開始年」という。）の12月31日において、その有する国外財産に係る国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（以下「相続国外財産」という。）を記載しないで提出することができることとする。この場合において、国外財産調書の提出義務については、国外財産の価額の合計額から、その相続国外財産の価額の合計額を除外して判定する（財産債務調書における相続財産（相続又は遺贈により取得した財産をいう。以下同じ。）についても同様とする。）。</p>	<p>※左記の改正は令和2年分以後の国外財産調書又は財産債務調書について適用する。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
納税環境整備	Ⅱ. 国外財産調書制度の見直し(続)	<p>2. 国外財産調書の提出がない場合の過少申告加算税等加重措置の見直し</p> <p>(1) 加算税の加重措置 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置(以下「加算税の加重措置」という。)の適用対象に、相続国外財産に対する相続税に関し修正申告等(修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定をいう。以下同じ。)があった場合を加える。</p> <p>(2) 加算税の加重措置の適用除外 次のいずれかに該当する場合には、加算税の加重措置は適用しないこととする(財産債務調書における相続財産も同様とする。) ① その年の12月31日において相続国外財産を有する者(その価額の合計額が提出基準額(5,000万円)を上回る国外財産(相続国外財産を除く。)を有する者を除く。)の責めに帰すべき事由がなく提出期限内に国外財産調書の提出がない場合 ② その年の12月31日において相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がなく国外財産調書に記載すべき相続国外財産についての記載がない場合(記載不備の場合を含む。)</p> <p>3. 過少申告加算税等の特例の適用の判定の基礎となる国外財産調書等の見直し → 【詳細省略】</p> <p>4. 国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示又は提出がない場合の加算税の軽減措置及び加重措置の特例の創設 国外財産を有する者が、国税庁等の当該職員から国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類のうち、その者が通常保存し、又は取得することができるものと認められるもの(その電磁的記録又はその写しを含む。)の提示又は提出を求められた場合において、その提示又は提出を求められた日から60日を超えない範囲内においてその提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにその提示又は提出をしなかったとき(その者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。)における加算税の軽減措置及び加重措置の適用については、次のとおりとする。 (1) その国外財産に係る加算税の軽減措置は適用しない。 (2) その国外財産に係る加算税の加重措置については、その加算する割合を10%(適用前加算割合:5%)とする。 (注) 上記(2)については、上記2.(2)①又は②に該当する場合には、その加算する割合を5%(適用前加算割合:なし)とする。</p>	<p>※左記2.から4.までの改正は令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に相続若しくは遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。</p> <p>◆別紙「参考資料」21頁及び、22頁(1)参照</p>
	Ⅲ. 国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限の見直し	<p>1. 国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限の見直し</p> <p>(1) 次の①に掲げる事由が生じた場合において、次の②に掲げる事由に基づいてする更正決定等について、租税条約等の相手国等に対して情報提供要請に係る書面が発せられた日から3年間は、行うことができることとする。 ① 国税庁等の当該職員が納税者に国外取引又は国外財産に関する書類(その電磁的記録又はその写しを含む。)の提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにその提示又は提出がなかったこと(納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。) ② 国税庁長官が租税条約等の規定に基づきその租税条約等の相手国等に上記①の国外取引又は国外財産に関する情報提供要請をした場合(その情報提供要請をした旨の納税者への通知が情報提供要請をした日から3月以内にされた場合に限る。)において、その課税標準等又は税額等に関し、租税条約等の相手国等から提供があった情報に照らし非違があると認められること。 (注)「国外取引」とは、非居住者又は外国法人との間で行う資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引(非居住者又は外国法人が提供する場を利用して行われる取引を含む。)をいう。 (2) 上記(1)に併せて、国外取引等の課税に係る更正決定等により納付すべき国税の消滅時効等について所要の整備を行う。</p>	<p>※上記の改正は令和2年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。</p> <p>◆別紙「参考資料」21頁及び、22頁(2)参照</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
納税環境整備	IV. 利子税・還付加算金等の割合の引下げ	<p>1. 利子税・還付加算金等の割合についての見直し</p> <p>(1) 利子税の割合 各年の利子税特例基準割合が年7.3%未満の場合には、その年中においては、次に掲げる利子税の区分に応じそれぞれ次に定める割合とする。</p> <p>① 次の②以外の利子税…その利子税特例基準割合 ② 相続税及び贈与税に係る利子税…これらの利子税の割合に、その利子税特例基準割合が年7.3%に占める割合を乗じて得た割合 (注) 上記の「利子税特例基準割合」とは、各年の前々年の9月から前年の8月まで（現行：前々年の10月から前年の9月まで）の各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日まで（現行：12月15日まで）に財務大臣が告示する割合（以下「平均貸付割合」という。）に年0.5%（現行：年1%）の割合を加算した割合をいう。</p> <p>(2) 納税の猶予等の適用を受けた場合の延滞税の割合 納税の猶予等の適用を受けた場合（延滞税の全額が免除される場合を除く。）の延滞税の割合は、納税の猶予等をした期間の猶予特例基準割合が年7.3%未満の場合には、その期間においては、その猶予特例基準割合とする。 (注1) 上記の「猶予特例基準割合」とは、平均貸付割合に年0.5%（現行：年1%）の割合を加算した割合をいう。 (注2) 上記(2)以外の延滞税の割合については、従前どおりの割合とする。</p> <p>(3) 還付加算金の割合</p> <p>(4) 利子税・還付加算金の割合の下限整備</p> <p style="text-align: right;">} 【省略】</p>	<p>※左記の改正は令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等につき適用する。</p> <p>◆別紙「参考資料」20頁参照</p>
	V. その他の課税関係の整備・適正化等	<p>1. 期限到来間際にされた申告に係る加算税の賦課決定期限の整備 賦課決定をすることができないこととなる日前3月以内にされた納税申告書の提出又は納税の告知を受けることなくされた源泉所得税等の納付（調査による更正決定又は納税の告知を予知してされたものを除く。）に係る無申告加算税又は不納付加算税の賦課決定について、その提出又は納付がされた日から3月を経過する日まで、行うことができることとするとともに、これらの賦課決定により納付すべき国税の消滅時効等について所要の整備を行う。</p> <p>2. 口頭意見陳述におけるテレビ会議システムの利用 審査請求及び再調査の請求における口頭意見陳述について、一般的な行政不服審査と同様に、テレビ会議システムを用いて行うことができることとする。</p>	<p>※左記の改正は令和2年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税に係る加算税について適用する。</p> <p>※左記の改正は令和3年1月1日以後にされる審査請求又は再調査の請求に係る口頭意見陳述につき適用する。</p>
関 税	暫定税率等の適用期限の延長、その他	<p>1. 暫定税率等の適用期限の延長 令和2年3月31日に適用期限の到来する暫定税率（416品目）及び特別緊急関税制度について、令和3年3月31日まで適用期限の延長を行う。</p> <p>2. その他 【省略】</p>	

税 目	細 目	適用時期
検 討 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。 2. デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。 3. 小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。 4. カジノから生じる所得にかかる適正な申告の確保等の観点から、国内外のギャンブル課税の状況、今後制定されるカジノ管理委員会規則等に基づく詳細な規制の具体化の状況、最新の技術の活用可能性等も踏まえつつ、関連する納税環境の整備について、IR事業の開業に向けて、今後検討する。その際、事業者の事務負担や国際競争力の確保についても考慮する。 5. 自社株式を対価とした公開買付け等に係る課税のあり方については、会社法制の見直しを踏まえ、組織再編税制等も含めた理論的な整理を行った上で、必要な税制措置について検討する。 6. 自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。 7. 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。 8. 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。 9. ガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。 	